

## D 快適環境の保全・創造

### 34. 景勝地やその周辺における景観の保全に努める。

対象事業種  
凡例： 対象  
          対象外

道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
----------	-----------	-----------	----------	----------	----

#### 【基本的事項】

事業の実施においては、事業計画地周辺における景勝地を把握し、その景観を阻害しないよう検討する。

## 環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

#### 景勝地における立地の回避

事業計画地は、景勝地を回避する。

事業の計画段階で、事業計画地や周辺地域における景勝地を「いしかわの自然百景」や「いしかわ景観大賞」等で把握し、当該事業が景勝地の景観を阻害しないよう検討する。



環境配慮事例：No.8(110p)、No.30(154p)参照。

#### 【平成 15 年度いしかわ景観大賞】



石川県 HP より

## D 快適環境の保全・創造

### 35. 緑豊かな空間の維持・形成に努める。

対象事業種 凡例： 対象 対象外	道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
------------------------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----

#### 【基本的事項】

緩勾配のり面への高木植栽や構造物周辺の緑化、余裕地の緑化を推進し、緑豊かなやすらぎ空間の維持・形成に努める。

## 環境配慮技術



花きや実のなる樹木による四季感の創出(石川県公共事業等景観形成指針に基づく)  
植栽には、季節感を考慮した樹種を選定し、良好な景観の形成に努める。



のり面の緑化や緑地などの整備[風力を除く](石川県公共事業等景観形成指針に基づく)

工事に伴い発生するのり面や余裕地の緑化を推進し、緑豊かなやすらぎ空間の維持・形成に努める。

海岸、河岸等や公共利用施設では、レクリエーション等において利用者の憩いの場所となるような緑地を整備する。その際には、海岸付近で緑化に使用する樹木は、海水に強い植物による植栽など、周辺地域の環境特性に応じた樹種や地域特有の在来種を採用するなどの配慮が必要である。

公共施設等を建設する場合には、余裕地を利用して緑化したポケットパークを設置し、やすらぎの空間の創出に努める。

のり面に種子を吹き付けて緑化する方法では、できるだけ在来種の種子を用いる。緑地などの整備に努める。

- ・シンボル緑地は、代表的景観を捉えられる位置にあることが望まれ、アクセスの容易な場所が望ましい。
- ・休憩緑地は、利用しやすく、昼間の日照が得られ、風当たりが強くない場所が望ましい。
- ・緩衝緑地は、背後地との境界や環境負荷施設等の区域と他の区域との境界に位置する場所が望ましい。
- ・沿道緑地は、沿道土地利用を勘案した緑地幅とする。
- ・修景緑地は、視覚的に望ましくない景観を遮蔽できる場所や、景観的な区切りとなる場所が望ましい。

緑地を整備することにより、CO<sub>2</sub>の吸収やヒートアイランド現象の緩和を図ることができる。



環境配慮事例：No.1(96p)、No.7(108p)、No.17(128p)参照。

## 留意点

吹き付けにより緑化する場合、在来種として出回っている種子の中には、外国産のものなど遠隔地で生産されたものがあるため、事業地周辺に生育する在来種の遺伝的に固有な特徴を損なうおそれがあることを考慮し、十分に検討した上で使用する。

## D 快適環境の保全・創造

36. 構造物は周辺環境に調和するよう工夫し、良好な景観の創出に努める。

対象事業種  
凡例： 対象  
          対象外

道路	港湾	河川	砂防	農業	団地
公園	上下水	廃棄物	建築	風力	

### 【基本的事項】

擁壁、橋脚、防波堤、堤防や上屋などの建築物等のコンクリート構造物は、周辺の建物や構造物と類似した地場産素材、天然素材等の利用及び周辺植生と調和した樹種による植栽など、形態、意匠、色彩等を考慮し、良好な景観の創出に努める。

## 環境配慮技術



形態、意匠、色彩等は、周辺景観との調和や地域特性に配慮(石川県公共事業等景観形成指針に基づく)

建築物の形態、材料、色彩などは周辺環境との調和に努める。

市町村が発行した市町村史、郷土史などを参考にして、地域で構造物の配置や、形態、色彩などが定まった理由を調べて、地域特性への配慮に努める。



環境配慮事例：No.11(116p)、No.30(154p)、No.42(178p)参照。

### 【周辺景観に配慮した道路施設】



防護柵に周辺景観と調和した色を採用

国土交通省 HP より

## 環境配慮技術



地域性のある素材や自然素材の活用(石川県公共事業等景観形成指針に基づく)  
コンクリート構造物等については、周辺景観に与える影響が大きいため、地場産素材、天然素材の採用や植栽に努めるなど、周辺景観との調和を図る。  
河川改修を行う際には景観や生態系に配慮し、できるだけ自然石を使用するよう努める。



環境配慮事例：No.8(110p)、No.16(126p)、No.18(130p)、  
No.20(134p)、No.21(136p)、No.45(184p)参照。

### 【自然石を利用した護岸整備例】



小木港九十九湾地区

## D 快適環境の保全・創造

### 37. 人がふれあえる水辺環境の創造に努める。

対象事業種 凡例： 対象 対象外	道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
------------------------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----

#### 【基本的事項】

水辺環境を整備する場合には、人びとが自然とふれあえるよう親水性が高い水辺環境となるよう努める。

## 環境配慮技術

計 画	設 計	工 事

水辺の散策路や親水公園、親水性護岸の整備

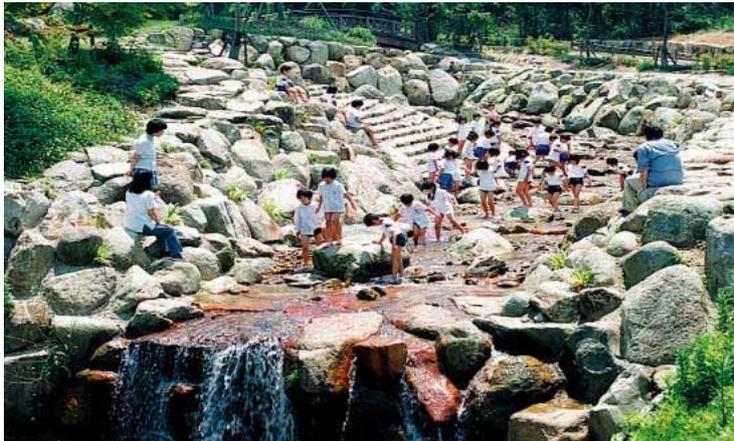
人びとが自然とふれあい、日常的に水辺を利用できるように、水辺の散策路や親水公園を整備する。

人びとが水辺に近づくことができるように配慮した護岸の整備に努める。



環境配慮事例：No.7(108p)、No.11(116p)、No.12(118p)、  
No.15(124p)、No.24(142p)参照。

#### 【親水性が高い整備例】



石川県 HP より

## D 快適環境の保全・創造

38. 良好な町並み等を保全し、快適な都市景観の創造に努める。

対象事業種 凡例： 対象 対象外	道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
------------------------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----

### 【基本的事項】

周辺景観へ配慮した構造、整備により良好な都市景観の創造に努める。また、公園整備にあたっては、防災性を考慮し、オープンスペース<sup>1</sup>の確保に努める。

## 環境配慮技術



電線の地中化 [ 道路、団地のみ対象 ]  
電線を地中化することにより、良好な街なみ等の創造に努める。



環境配慮事例：  
No.28(150p)参照。

### 【電線の地中化例】



案内看板などの構造、形態、色彩等は、周辺景観に配慮  
事業の実施に伴い案内看板等を設置する際は、周辺景観との調和に配慮した構造、形態、色彩とするよう努める。



芝生広場、運動広場の整備 [ 公園のみ対象 ]  
公園整備にあたっては、災害時の避難場所等として活用できるよう芝生広場、運動公園の確保に努める。  
都市公園の防災機能としては次のような点が考えられる。

- ・ 災害時の避難地・避難路
- ・ 災害応急対策の拠点
- ・ 延焼防止

### 1【オープンスペース】

建築物のない一定の広がりがあり、住民のレクリエーション需要に応えるものである。都市では都市公園がこれに位置付けられ、災害発生時には避難場所・避難経路等として利用されることが多い。このような都市公園は防災公園ともよばれている。

## D 快適環境の保全・創造

39. 人の健康に配慮した内装材等の使用に努める。

対象事業種 凡例： 対象 対象外	道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
------------------------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----

### 【基本的事項】

快適な生活空間を確保するため、建築物に使用する内装材等は、人の健康に配慮したものを使用する。

## 環境配慮技術

計 画	設 計	工 事
□	□	□

ホルムアルデヒド等の健康被害を起こす物質を使用している資材使用の回避

建材、内装材等は、人の健康へ影響を及ぼす化学物質を含む物質を使用している資材等を回避するよう努める。

健康に害を及ぼさない木材加工品の使用

木材・木材加工品の規格は日本農林規格で定められており、この規格の中でホルムアルデヒドの放散量の基準が定められている。この基準に適合した製品には日本農林規格マーク(JAS マーク)及び上方にホルムアルデヒド放散量の程度が表示されている。



環境配慮事例：No.40(174p)参照。

### 【ホルムアルデヒド濃度の指針値】

室内空気1m <sup>3</sup> あたり30分平均値	0.1mg/m <sup>3</sup>
室内温度23 度に換算した場合	0.08ppm

6 畳の部屋の空気容量は約 25m<sup>3</sup>、つまり、部屋の容量に対しては 2.5 mg という事になります。この数値は、通常の室温 20-25 で、約 0.08ppm です。

厚生省のホルムアルデヒドの室内濃度指針値は、WHO(世界保健機構)のガイドラインを採用しています。

**30 分平均値で 0.1mg/m<sup>3</sup>**  
(1m<sup>3</sup>の空气中に放散されるホルムアルデヒド濃度)  
室温 23 度に換算すると約 0.08ppm

厚生省 HP より

## D 快適環境の保全・創造

### 40. 歴史的景観の保全に努める。

対象事業種  
凡例： 対象  
          対象外

道路	港湾	河川	砂防	農業	団地
公園	上下水	廃棄物	建築	風力	

#### 【基本的事項】

事業の実施においては、地域の風土、歴史、文化を把握し、地域において重要な歴史的景観の保全に努める。

## 環境配慮技術



施設の配置や形態、意匠等は、地域の風土、歴史又は文化に配慮(石川県公共事業等景観形成指針に基づく)

施設の配置、形態、意匠等は、地域の風土や歴史、文化に配慮し、歴史的景観の保全に努める。

#### 【地域の風土に配慮した歴史的景観】



蔵や古い街なみに配慮した整備を実施している。

石川県 HP より

## D 快適環境の保全・創造

### 41. 文化財の保護に努める。

対象事業種 凡例： 対象 対象外	道路 公園	港湾 上下水	河川 廃棄物	砂防 建築	農業 風力	団地
------------------------	----------	-----------	-----------	----------	----------	----

#### 【基本的事項】

事業の大小に関わらず、事業の計画段階で当該計画地周辺の文化財を把握し、必要となる場合は当該計画地を管轄する教育委員会と文化財の有無及び取扱いについて協議するなど、地域において大切にされている文化財の保護に努める。

## 環境配慮技術

計	設	工
画	計	事

#### 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避

事業計画地は、指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等を回避する。

計	設	工
画	計	事

#### 文化財の保護等

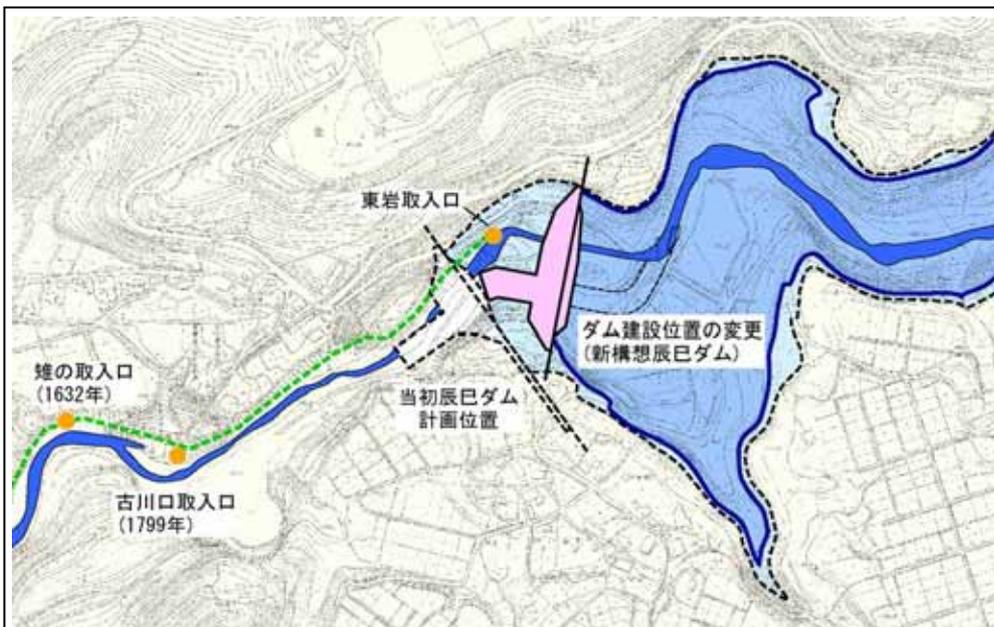
事業の計画段階で、事業計画地や周辺地域における文化財等の分布状況を把握し、当該計画地を管轄する教育委員会に計画地内の文化財の有無等について協議し、文化財が存在する場合にはその取扱いについて調整を行う。

工事段階において、新たに埋蔵文化財を発見した場合は、教育委員会に連絡するとともに、その現状を変更することなく、遅滞なく、県教育委員会に届出等を行い、文化財が適切に保護されるよう対策を講じる。



環境配慮事例：No.6(106p)、No.27(148p)、No.31(156p)参照。

#### 【文化財の保全に配慮した事業実施例】



辰巳用水の東岩取入口を避けるよう当初計画を変更。